

福岡県自転車安全利用条例の見直しについて（案）

1 趣旨

- ・ 県では、平成29年に「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（以下「自転車条例」という。）を制定し、自転車事故の防止等に取り組んできたところ。
- ・ 自転車条例の附則では、施行後3年を目途に自転車を取り巻く状況を勘案し、条例の規定について必要な措置を講ずることとされている。国の自転車活用推進法の施行に伴い、以下の2つの視点に基づき、見直しを検討するもの。
 - （1）自転車の安全で適正な利用の更なる促進
 - （2）自転車の活用推進に関する規定の追加

2 主な検討内容（案）

（1）自転車の安全で適正な利用の更なる促進

- ① 自転車損害賠償保険の加入の義務化
（対象：自転車利用者・保護者、事業活動において自転車を利用する事業者、自転車貸付事業者）
- ② 事業者・学校における通勤・通学利用者への保険加入の確認の努力義務化
- ③ 自転車貸付事業者の届出義務化による保険加入の確認及び未加入の場合の指導
- ④ 日本語学校における自転車安全教育・啓発の推進

（2）自転車の活用推進に関する規定の追加

- ① 道路環境整備を含む「自転車を快適に利用できるまちづくり」の推進
- ② 自転車を活用したスポーツ活動と健康づくりの推進
- ③ 自転車を活用した観光振興と地域の活性化の推進

3 有識者からの意見聴取

交通関係の学識経験者、弁護士、交通安全推進団体、自転車関係事業者、保険関係団体、日本語学校等からなる検討委員会を設置し、有識者からの意見を聴取。

（スケジュール（予定））

- 令和元年10月 第1回検討委員会
- 11月 第2回検討委員会
- 12月 第3回検討委員会